日韓国交正常化60周年事業・鞆公園名勝指定100周年記念事業 朝鮮通信使復元船の鞆寄港に係る歓迎行事企画運営業務委託について、委託業者を選定するため、プロポーザルを実施することとしたので、参加を希望する者は、手続を行ってください。

2025年(令和7年)2月21日

福山市長 枝 広 直 幹



1 業務概要

(1) 業務名称

日韓国交正常化60周年事業・鞆公園名勝指定100周年記念事業朝鮮通信使復元船の鞆寄港に係る歓迎行事企画運営業務

(2) 業務内容

朝鮮通信使復元船の鞆寄港に係る歓迎行事企画運営業務委託プロポーザル実施要領(以下「実施要領」という。)のとおり

(3) 業務期間

契約締結の日から2025年(令和7年)7月31日(木)まで

2 委託費

委託費の上限は、4,900,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)とする。

3 参加資格

本選定への応募にあたっては、この公告の日を基準日(次のうち,(3)を除く。)として、次に掲げる資格要件を全て満たす企業、NPO 法人、一般社団法人、一般財団法人その他法人格を有する団体、個人事業主等、又は複数の団体等から構成するコンソーシアムが参加することができます。コンソーシアムで応募する場合は、全ての構成員が資格要件を満たす必要があります。コンソーシアムの各構成員は複数のコンソーシアムに所属することはできません。また、コンソーシアムに所属しながら単独で参加することはできません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する入札参加資格の制限を受けていない者であること
- (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てを行っている者(再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 福山市に納付すべき市税の滞納がないこと。
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (6) 過去10年間の本業務と同様またはこれに類似する業務を元請として受注した実績を有す

るものであること。

4 審査項目及び評価内容

実施要領に定めるとおりとする。

5 受注候補者の特定

朝鮮通信使復元船の鞆寄港に係る歓迎行事企画運営業務委託事業者評価委員会(以下「評価 委員会」という。)における評価を基に本業務の受注候補者を特定する。

6 参加申込の手続等

(1) 担当部局

〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号(本庁舎12階)

福山市経済環境局文化観光振興部文化振興課

電 話:084-928-1278 FAX:084-928-1736

E-mail: bunkazai@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) スケジュール

項目	日 程
公告	2025年(令和7年)2月21日(金)
実施要領等の配付期間	公告の日から同年3月6日(木)まで
質問書受付期間	公告の日から同年3月3日(月)まで
質問書に対する回答	2025年(令和7年)3月5日(水)までに適宜、
	市ホームページに掲載する。
参加申込書の受付期間	公告の日から同年3月6日(木)まで
企画提案書の提出者の選定通知	2025年(令和7年)3月7日(金)
企画提案書の受付期間	2025年(令和7年)3月7日(金)
	から同年3月17日 (月) まで
プレゼンテーションの実施	2025年(令和7年)3月19日(水)
プレゼンテーション審査結果の通知	2025年(令和7年)3月25日(火)

(3) 実施要領、仕様書等の配付期間、配付方法

ア 配付期間

2025年(令和7年)2月21日(金)から同年3月6日(木)まで(市の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

イ 配付方法 本市ホームページからダウンロードすること

(4) 参加申込書又は企画提案者が1者のみ又はいない場合の取扱い

参加申込書又は企画提案書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取りやめる。

参加申込書又は企画提案者の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、参加資格を確認し、参加資格を有する場合は、審査会において受注候補者として適否を審査するものとする。

7 契約の締結

本業務の契約は、審査会を経て市長が特定した受注候補者と業務内容について協議等を行い、仕様書の内容を確定した後に、見積合わせの上契約を締結するものとする。

8 失格条件

次に掲げる条件のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 2の委託費を超えた見積書を提出した場合
- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- (5) 実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合
- (6) その他市の指示に違反する場合

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 契約書作成の要否

要

- (3) 参加申込書類及び企画提案書類の作成、提出等に要する全ての費用 参加者の負担とする。
- (4) その他

詳細は、実施要領に定めるところによるものとする。